

## 日本司法支援センター中期計画

平成 22 年 月 日 法務大臣認可

日本司法支援センター（以下「支援センター」という。）は、司法へのアクセス障害を解消し、民事、刑事を問わず、あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会を実現するという崇高な理念の下、裁判その他法による紛争解決制度の利用をより容易にするとともに、弁護士その他の法律専門家のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援（総合法律支援）の実施及び体制整備の中核となるべく、平成 18 年に設立された。

支援センターは、これまで、情報提供、民事法律扶助、国選弁護士等確保、司法過疎対策、犯罪被害者支援等の業務を通じて、司法アクセスの向上に努め、成果を上げてきた。第 2 期中期目標期間を迎えるに当たり、支援センターには、これまでも増して、社会のセーフティーネットとしての役割を果たすことが期待されている。昨今の経済・雇用情勢の悪化を受けての民事法律扶助に対する需要の増加への対応、平成 21 年 5 月に開始された裁判員裁判の円滑な実施を確保するための取組み等、第 2 期中期目標期間における支援センターの新たな課題も生じている。支援センターが、適切な業務運営を通じて、利用者の期待に十分応えることができるよう、総合法律支援法（平成 16 年法律第 74 号）第 41 条の規定により、支援センターが中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を定める。

## I 総合法律支援の充実のための措置に関する目標を達成するためとるべき措置

## 1 業務運営の基本的姿勢等

## (1) 業務運営の基本的姿勢

## ① 利用者の立場に立った業務運営

ア 支援センターの業務運営においては、引き続き、非公務員型法人であることの利点を活かした様々な創意工夫により、懇切・丁寧かつ迅速・適切な対応その他高齢者及び障害者に対する特別の配慮を含め、利用者の立場に立った業務遂行に常に心がける姿勢を基本とする。

イ 利用者の立場からの幅広い意見を聴取し、今後の業務運営に活かすため、外部有識者から構成される顧問会議を各事業年度に 1 回以上開催する。

ウ 高齢者及び障害者等の法による紛争解決に必要な情報やサービスの提供を求めることに困難がある方に対しては、その置かれた環境に特別に配慮し、関係機関・団体との連携協力体制を確保しつつ、支援センターの業務を周知するための方策について工夫・検討するとともに、出張法律相談を充実させるなど高齢者及び障害者等が必要な情報やサービスの提供をより容易に受けられるような業務運営を推進す

る。

② 利用者の意見、苦情等への適切な対応

支援センターが提供するサービスに関する利用者からの意見、苦情等について、支援センターの業務運営の参考にするとともに、必要に応じて業務の改善等適切な対応を行う。

③ 効率的で効果的な業務運営

国費の支出の適正及び国費を投入して行う事業の意義・効果についての国民の関心が高まっていることを踏まえ、役職員は常にコスト意識を持ち、納税者の視点から、資金の投入の必要性、支出の適切性、投入資金額に見合う効果の有無等を十分に考慮して業務運営に当たり、必要に応じ、自発的に創意工夫をして、効率的で効果的な業務運営を実現するための改善に努めることを基本姿勢とする。

(2) 支援センターの存在及びその業務の内容についての周知

① 効率性の観点を踏まえつつ効果的な広報を実施するため、基本方針、実施媒体等を盛り込んだ広報計画を各年度策定し、同計画に基づき広報活動に取り組む。また、当該広報活動に要した費用と効果について、アンケート調査結果等を参考にするなどして事後に分析し、その結果を翌年度の広報計画に反映させる。

② 支援センターの利用経験がある者等の認知経路として上位を占めるテレビ広告、ホームページ等の広報効果の高い媒体を活用し、支援センターの事業等に関する情報を効果的に提供する。

③ 記者説明会の機動的な開催や、省庁、地方公共団体等の関係機関・団体との連携を通じた周知活動に努める。

④ 支援センターが、より多くの国民に利用され、頼りにされる存在となるよう、業務内容等について上記方法により周知し、認知度を毎年度上昇させる。

2 組織の基盤整備等

(1) 一般契約弁護士・司法書士・常勤弁護士の確保等

① 一般契約弁護士・司法書士・常勤弁護士の確保

ア 民事法律扶助の担い手となる弁護士・司法書士の確保態勢を全国的に均質なものとするため、弁護士会・司法書士会と連携協力し、必要に応じて説明会や協議会を実施するなどして、契約弁護士・司法書士を確保する。また、弁護士・司法書士が少ない地域について、一般契約弁護士等による巡回相談又は常勤弁護士による常駐若しくは巡回を行う。

イ 捜査及び公判又は少年審判を通じ一貫した弁護人及び付添人確保態勢を全国的に均質なものとするため、弁護士会とも連携協力し、捜査及び公判又は少年審判を通じ一貫して弁護活動及び付添活動を担う弁護士を確保する。また、国選弁護事件及び国選付添事件の受け手とな

る弁護士が少ない地域に、常勤弁護士による常駐又は巡回を行う。

ウ 被害者参加人のための国選弁護制度の担い手となる弁護士の確保態勢を全国的に均質なものとするため、弁護士会と連携協力して、契約弁護士を確保する。

エ 総合法律支援の中核を担う支援センターの体制整備のため、契約弁護士・司法書士の幅広い確保に加えて、所要の常勤弁護士の確保に努める。

## ② 法律サービスの提供に係る体制の整備

ア 地方裁判所支部管轄単位で実働弁護士がいないか1名しかいない地域のうち、当該地方裁判所支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地方裁判所本庁又は2名以上の実働弁護士が事務所を開設している地方裁判所支部が存在する地域を除外した「実質的ゼロワン地域」において、法律サービスの需要も考慮しつつ、弁護士会、地方公共団体その他関係機関とも連携協力しながら、支援センターの常勤弁護士による法律サービスの提供が可能な体制を整備する。

イ 加えて、地方裁判所支部管轄単位で実働弁護士1人当たりの人口が非常に多数である地域のうち、当該地方裁判所支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地方裁判所本庁又は多数の実働弁護士が事務所を開設している地方裁判所支部が存在しない地域において、法律サービスの需要も考慮しつつ、弁護士会、地方公共団体その他関係機関とも連携協力しながら、支援センターの常勤弁護士による法律サービスの提供が可能な体制を整備する。

## ③ 常勤弁護士の採用

常勤弁護士の採用に当たっては、適時的確な人員配置その他支援センターの業務の円滑で効率的な運営に適切でき、裁判員裁判にも適切に対応し得る刑事弁護に高い能力を有する人材や、関係機関・団体との連携協力関係を適切に構築し得る人材等を含む、総合法律支援への取組に意欲的で、国民の期待に応えることのできる人材の確保を図る。

## ④ 常勤弁護士の待遇

常勤弁護士については任期付採用とし、その報酬については実務経験年数において同等の裁判官・検事の給与を参考にする。

## (2) 職員の質の向上等

① 効率的で効果的な事務を遂行する観点から、能力主義に基づく的確な職員の採用及び人事配置を行う。

② 職員の資質向上や人材育成を図るため、国、独立行政法人、民間企業等を含む広範な関係機関・団体との人事交流を図る。

③ 利用者への良質なサービスを安定的に提供するため、職員の実務能力や専門性を向上させる体系的な研修を、費用等を考慮して効率的にかつ計画的に実施するとともに、効果的な研修となるよう研修内容の充実に

努める。

また、常勤弁護士に対する研修を体系的に実施し、裁判員裁判その他の事件への適切な対応が可能となるよう常勤弁護士の能力向上を図る。

(3) 内部統制・ガバナンスの強化等

- ① 国費の支出を含む業務運営の適正を確保するため、内部監査、会計監査人の監査及び監事監査の連携の在り方を検討するとともに、業務執行部門から独立した内部監査体制の整備・強化を図るなどして、監査の質・量について充実・強化を図る。
- ② 上記監査結果等を踏まえ、規程の整備等の内部統制を強化するために必要な措置について検討・実施するとともに、職員に対する研修を実施するなどして法令・規程等の周知を徹底し、コンプライアンスの一層の推進を図る。
- ③ 平成20年10月に発覚した、国選弁護業務に係る契約弁護士による報酬の不正請求事案を契機として、支援センターでは、接見回数3回以上の被疑者国選弁護報酬請求があった事案全件について、調査を実施するとともに、同様の不祥事を防止するため、報酬請求の際に疎明資料の添付を必要とする措置を講じたところであるが、平成22年度中に、更なる対策を要する点及び採り得る対策を検討した上で、対策が必要なものについては、可能な限り速やかに実施する。また、契約弁護士等に対して関連する規則等の周知を徹底するとともに、過誤事案が発生した場合は、事案に応じて、適切な対応をすることにより、コンプライアンスの一層の推進を図る。

3 外部機関等との関係

(1) 地方協議会の開催等

- ① 全国の地方事務所において、各地の実情を踏まえ、開催する地方協議会の議題、参加者、開催時期、開催回数等を適宜工夫し、支援センターの業務に関する具体的情報を周知するとともに、参加者に対するアンケート調査等を実施するなどして、利用者及び関係機関・団体の意見を聴取し、業務運営上の参考とすることなどにより、関係機関・団体との一層の連携強化を図り、当該地域の実情に応じた業務運営を行う。
- ② 本部又は地方事務所において、利用者その他の関係者の意見を聴いて参考とするための地方協議会その他の会議等を開催する場合には、支援センターの業務運営の公正・中立性、利用者の立場に立った業務遂行及び関係機関・団体との連携協力関係の確保の観点から、その人選を行う。

(2) 関係機関との連携強化

- ① 窓口設置機関・団体数については、現在約25,000の相談窓口が情報提供システムに登録され、量的な部分での目標は達成したところ、今後は、これまで構築してきた関係機関・団体との連携を引き続き良好な状態で維持するとともに、支援センターの業務について相互に共通の

認識を共有できるようにするための意見交換や相互研修を行うことなどにより、利用者にとってより有益な情報提供ができるよう、関係機関・団体との連携の強化・充実を図る。

- ② 犯罪被害者に対する充実したサービスの提供のため、被害者支援連絡協議会を、犯罪被害者に対して的確な情報を効率的に提供するための情報交換の場として積極的に活用するなどして、同協議会に参画している犯罪被害者支援関係機関・団体等との連携の維持・強化を図る。

## II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

### 1 総括

#### (1) 一般管理費

- ① 人件費については、業務内容に応じた柔軟な雇用形態の活用及び「国家公務員の給与構造改革」の趣旨を踏まえた適切な給与体系の維持により、経費の合理化・効率化を図る。
- ② 業務運営の効率化により、運営費交付金を充当して行う事業については、新規に追加されるもの、拡充分等は除外した上で、以下の削減を行う。
  - ア 平成22年度は、一般管理費（人件費を除く。）を、前年度比1パーセント削減する。
  - イ 平成23年度以降は、一般管理費（人件費及び公租公課を除く。）を、毎年度、前年度比3パーセント削減し、事業費（民事法律扶助事業経費は除く。）を、毎年度、前年度比1パーセント削減する。
- ③ 各種契約手続については、競争性、透明性及び公正性を高めるため、原則として一般競争入札及び企画競争等の競争的手法によることとする。また、いわゆる少額随契による場合においても、見積り合わせ方式（複数の業者から見積書を徴する競争的手法）によることとする。これらの取組によって、経費の節減を図る。

#### (2) 組織の見直し

- ① 職員数について、総合法律支援の実施及び体制の整備の重要性を踏まえつつ、業務量に応じた適切なものとする。具体的な職員の採用及び配置については、総合法律支援の充実のための措置及び提供するサービスの質の向上に関する取組に配慮しつつ、民事法律扶助事件及び国選対象事件の事件数等の業務量実態に見合った適正なものとする。とりわけ、職員を新たに採用する場合には、総合法律支援の実施及び体制の整備の重要性を踏まえつつ、業務を行うために真に必要な職員数を検証した上で、必要な数の採用を行う。
- ② 常勤弁護士が総合法律支援の実施及び体制の整備のために果たすべき役割を踏まえつつ、支援センターの業務を遂行するために真に必要な常勤弁護士の数の厳格な検証を怠らないものとする。具体的な常勤弁護士の採用及び配置の検討に当たっては、総合法律支援の実施及び体制の整

備のために果たすべき役割を踏まえつつ、民事法律扶助事件及び国選弁護関連事件等の確実な受任、地域の関係機関等との連携協力関係の確保・強化の必要性等の要素を総合考慮する。

- ③ 支部・出張所については、より効果的・効率的な業務運営に資するよう、総合法律支援の充実のための措置及び提供するサービスの質の向上に関する取組にも配慮しつつ、業務量、対応する地方事務所の体制、費用対効果等を総合的に考慮して、廃止を含め、必要な見直しを行う。

## 2 情報提供・犯罪被害者支援

### (1) コールセンターの利用促進

コールセンターにおける電話とメールによる情報提供と地方事務所における電話と面談による情報提供について、それぞれの利点や利用者のニーズを踏まえた上で、より効率的で効果的な情報提供を行う観点から、コールセンターと地方事務所の役割の明確化を図り、コールセンターで対応可能なものについてはコールセンターの利用の促進を図る。そのために、関係機関・団体、利用者に対してコールセンター及び地方事務所で行っている情報提供の種類、内容等について、ホームページや広報を通じて、あるいは関係機関との打合せ等の機会を利用して周知を図る。

地方事務所で行っている情報提供の件数や内容を分析し、地方事務所からの電話転送を行うことが費用対効果の観点から合理的である場合には、効率性・効果性の観点を踏まえつつ地方事務所からのコールセンターへの電話転送を行うことについて、平成22年度中に検討する。

### (2) コールセンターの設置場所等

コールセンターの運用に当たっては、受電件数の増減や社会情勢の変化、支援センターの業務効率化のためのニーズに対応できるような柔軟な体制の構築に努めるとともに、コールセンターの委託契約更新時において、コールセンターの人材の確保や研修の充実等によるサービス品質の確保に努めつつ、設置場所の地方移転等による経済性・効率性の観点からの検討を行い、コールセンター運営に要する経費削減に努める。

## 3 民事法律扶助・国選弁護人等確保

### (1) 民事法律扶助業務の事務手続の効率化

審査の適正を確保しつつ、援助審査の方法を合理化すること（合議制の審査に代え、事案に応じて単独審査方法を活用する、援助開始決定時において書面審査を活用する、援助申込者からの提出書類を合理化するなど）などにより、事務手続の効率化を図る。

### (2) 国選弁護関連業務の効率化

- ① 国選弁護等の報酬・費用の算定に係る不服申立てについて、現在は、一律に本部で再算定しているところ、地方事務所限りで再算定するのが適切な案件については、地方事務所限りで処理できるようにするなど、

本部及び地方事務所の役割を明確にした上で、適切に業務を分担し、事務手続の簡素・合理化を図る。

- ② 業務処理の効率化を図るため、複数事件の包括的な委託の契約締結に努める。

#### 4 司法過疎対策

司法過疎事務所の設置に当たっては、支援センターの業務の補完性（民業圧迫の回避）及び効果的・効率的な業務運営の観点をも踏まえ、当該地域の法律事務取扱業務量、実働弁護士数、実働弁護士1人当たりの人口、地域の要望・支援、日本弁護士連合会による公設事務所の設置状況、採算性等の要素を総合勘案して、必要な地に設置することとし、設置された後も、当該事務所について同様の観点から毎事業年度ごとに見直しを行う。

### III 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

#### 1 情報提供

##### (1) 利用者のニーズの把握と業務への反映等

###### ① 客観的評価の実施

情報提供窓口業務の客観的評価を行い、その評価結果をフィードバックするなどして、より質の高い窓口対応・サービスを目指す。

###### ② 関係機関情報の充実

関係機関・団体との連携の構築を引き続き進めるとともに、関係機関・団体に関するより詳細な情報収集を行い、関係機関情報の充実を図る。また、関係機関・団体との協議会・研修会等を通じてより緊密な関係を構築し、利用者が求める関係機関・団体へのスムーズな橋渡しを行う。

###### ③ アンケート調査の実施及びオペレーター等の質の向上等

ア 情報提供に係る国民のニーズを把握し、情報提供業務に反映させ、より利用しやすく、かつ満足度の高いものとするため、ホームページを利用した通年のアンケート調査や情報提供後に利用者に依頼する等の方法によるアンケート調査を行い、5段階評価で平均4以上の満足度の評価を得る。

イ アンケート調査結果や評価結果を踏まえて業務内容の見直し等を行うとともに、これらをオペレーター等の研修内容に反映し、ケーススタディー等を内容とするオペレーター等の研修計画を策定・実施するなど、利用者の抱えるトラブルを整理し、最適な情報提供を行うことができる能力を養成するための研修を充実させ、オペレーター等の質の向上を図る。

##### (2) 提供する情報の内容及びその提供方法

###### ① 利用者の利便性の向上

新たな法制度に速やかに対応し、社会情勢の変化に柔軟かつ速やかに対応するため、FAQの追加・更新を行い、利用者にとって、より有用な情報提供が行えるデータベースの構築を進める。

② 充実した情報提供の実施

ア 正確な情報提供を行うための法律専門家の情報提供業務への関与や、紹介した関係機関・団体における必要書類に係る情報提供等、情報提供の方法・内容の更なる充実を図る。

イ 広く国民に対して法制度等に関する情報提供を行うため、情報発信のための媒体（ホームページ、印刷物等のうち広報効果の高い媒体）の充実を図るとともに、今後の情報提供手段としてIT技術を積極的に利用した情報提供について検討するなど、今後の情報提供の在り方を検討する。

(3) 最適な情報の迅速な提供

消費者庁、地方公共団体等の関係機関・団体との情報交換・情報共有が可能な信頼関係を構築し、利用者が必要とする関係機関の詳細な情報を速やかに提供するとともに、関係機関・団体における支援センターのホームページの関係機関情報の積極的活用を促進する。

(4) 法教育に資する情報の提供等

法教育関連事業を行っている法務省その他の関係機関との適切な役割分担を踏まえつつ、情報提供の一環として、高齢者、学生、地域住民等にとってより身近な司法の実現を目指して、関係機関と十分な連携を図り、地域の法教育に関する取組において適切な役割を果たす。

## 2 民事法律扶助

(1) 利用者のニーズの把握と業務への反映

① 事案の内容、申込者本人の能力及び資力等を十分に考慮することなどにより、援助申込者にとって最適な援助を提供することのできる環境を整備する。

② 平成20年度に実施した「法律扶助のニーズ及び法テラス利用状況に関する調査」の結果を踏まえ、例えば、特定の紛争類型における専門的サービスの提供方法について検討することなどにより、ニーズを的確に反映した事業計画を立案し、同計画に基づく事業を実施する。

また、民事法律扶助のニーズを的確に反映した事業計画を立案できるよう、必要な調査を実施する。

(2) サービスの質の向上

① 迅速な援助を提供して援助申込者の負担を軽減するという観点から、審査の適正を確保しつつ、援助審査の方法を合理化すること（合議制の審査に代え、事案に応じて単独審査方法を活用する、援助開始決定時において書面審査を活用する、援助申込者からの提出書類を合理化するなど）などにより、毎年度、前年度と比較して、援助申込みから受任者・

受託者の選任までの期間を短縮させるよう努める。

- ② 関係機関・団体と連携協力して、法制度の変更、利用者からの意見等、契約弁護士・司法書士が提供するサービスの質の向上に資する情報の収集に努めるとともに、適時適切に契約弁護士・司法書士に周知することにより、民事法律扶助により提供されるサービスの質の向上を図る。
- ③ 各地方事務所において、労働・DV・犯罪被害者・多重債務等の専門分野に精通した契約弁護士・司法書士を確保し、専門相談を充実するとともに、適切な受任者・受託者の選任に努める。

### 3 国選弁護人等確保

#### (1) 迅速かつ確実な選任・選定態勢の確保

迅速かつ確実に国選弁護人及び国選付添人の選任並びに国選被害者参加弁護士の選定が行われる態勢の確保を図るため、各地方事務所単位で、裁判所、検察庁、警察及び弁護士会との間で、各事業年度に1回以上、定期的な協議の場を設定する。とりわけ、裁判員裁判につき、裁判所及び弁護士会と連携の上、刑事弁護に関する十分な知識や経験を有し、かつ、集中審理に対応し得る国選弁護人の選任が行われる態勢の確保に努めるとともに、その知識や経験を多くの弁護人が共有することができるよう、国選弁護人の選任の運用の工夫に努める。

#### (2) 通知時間の短縮

裁判所からの国選弁護人等候補指名通知請求を受けてから裁判所に候補を通知するまでの所要時間の短縮を図るために、引き続き、地方事務所ごとに手続類型別の目標時間（被疑者国選弁護事件については原則として数時間以内、遅くとも24時間以内等）を設定し、実行する。

#### (3) 契約弁護士のサービスの質の向上に資する取組

弁護士会等の関係機関・団体と連携協力して、制度の変更、裁判員裁判に関する知識・経験等、契約弁護士が提供するサービスの質の向上に資する情報の収集に努めるとともに、適時適切に契約弁護士に対する周知を図り、国選弁護等サービスの質の向上を図る。

### 4 司法過疎対策を含む常勤弁護士に関する業務

#### (1) 体制整備

法律事務所を備えた事務所のうち必要な地域においては、常勤弁護士を複数配置し、民事法律扶助事件、国選弁護・付添事件、有償事件等を機動的に受任する体制を整える。

司法過疎対策地域事務所を設置していない司法過疎地域において、適切な法律サービスを提供するため、必要に応じて、このような司法過疎地域に近接する地への常勤弁護士の重点配置等の工夫に努める。

#### (2) サービスの質の向上

法律事務所を備えた事務所においては、配置地域の関係機関等との連携

を図り、必要に応じて、民事法律扶助事件、国選弁護・付添事件、有償事件等の当事者が抱える法的トラブルの総合的な解決に努める。

## 5 犯罪被害者支援

### (1) 利用者のニーズの把握と業務への反映

犯罪被害者支援に関し、犯罪被害者やその支援に携わる者の意見を聴取する機会を地方事務所単位で各事業年度に1回以上設ける。

### (2) 提供するサービスの質の向上

① 犯罪被害者に対する情報提供に関して、できる限り効率的な業務運営を行いつつ、これまでの相談内容やそれへの対応状況、犯罪被害者の意見を踏まえて質の向上を図るよう努めるとともに、犯罪被害者の心情に十分に配慮した懇切・丁寧かつ迅速適切な情報提供に努める。

犯罪被害者に対する情報提供のニーズが高い地方事務所には、効率性の観点も踏まえ、犯罪被害者支援に精通している職員を適切に配置するなどしてより質の高い情報提供に努める。

② 支援センターが提供する犯罪被害支援の内容及び質を全国的に均質なものとし、かつ、一定の水準以上のものとするため、犯罪被害者支援担当窓口対応専門職員以外で犯罪被害者に対する窓口における情報提供を担当する職員に対し、二次的被害の防止を図ることなどを始めとした犯罪被害者支援に関する研修を各事業年度に1回以上実施することなどにより、犯罪被害者の心情に配慮した質の高いサービスの提供を図る。

③ 各地方事務所単位において、犯罪被害者支援に精通している弁護士を確保するとともに、犯罪被害者及びその支援に携わる関係者の意見等を踏まえつつ、弁護士会等の関係機関・団体と連携協力して、支援センターを通じて犯罪被害者支援に携わる弁護士が提供するサービスの質の向上を図る。

④ 経済的に余裕のない犯罪被害者が、民事法律扶助制度等を確実に利用できるよう、適切かつ積極的な助言を徹底する。

犯罪被害者からの民事法律扶助の援助申込みについては、専門相談から弁護士の選任までの手続を整備することなどにより、より迅速な援助開始、専門的知見を有する適切な弁護士の選任等の充実した援助の提供に努める。

## IV 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

### 1 総括

広報活動と連携しながら、刑事裁判の被疑者・被告人からのしよく罪寄附や一般人からの寄附等の寄附金の受入れ等による自己収入の獲得に努める。

### 2 民事法律扶助

(1) 民事法律扶助制度は、弁護士・司法書士費用を立て替える制度であり、

その実施のために国費が投入されていることから、財政負担を抑制しつつ、援助を必要とする国民等に適切にサービスを提供するためには、償還金の確保が極めて重要である。そのために、以下の取組等を行う。

(2) 立替金債権等の管理・回収計画等

年度ごと、地方事務所ごとの民事法律扶助業務に係る立替金債権等の管理・回収計画を策定し、毎年度、同債権等の管理・回収状況について検証した上、厳格に評価し、不断に必要な見直しを行うことにより、償還を要すべき者からの立替金債権等の回収に最大限努力して、自己収入の増加を図る。その上で、事件の解決により財産的な利益を得られず、資力も回復していない生活保護受給者に係る立替金債権等、償還の見込みがない立替金債権等については、償却も含めてその処理を検討し、当該債権等の特性に応じた運用を図ることなどにより、債権管理コストの削減を図る。

(3) 効率的で効果的な回収方法の工夫等

コンビニエンスストアを利用した償還方法を整備して初期滞納の段階での回収の改善を図るとともに、例えば、①償還率の高い地方事務所における取組を分析し、その長所を活かした全国一律の督促指針を立てて実施する、②集中的に督促を行うための体制を整備する、③援助開始時における償還制度の説明を更に徹底して被援助者の償還に向けた意識付けを強化する、④電話による督促を含め、被援助者との連絡を密にして、その生活状況等に応じた償還月額の調整を行い、継続的な償還を図るなどの方法により、償還を要すべき立替金債権について、長期滞納者に対するものも含め、地方事務所と連携しつつ、支援センター全体として効率的で効果的な回収を図る。これらの取組を適切に実施することにより、毎年度、前年度と比較して償還率を向上させるよう努める。

### 3 司法過疎対策

(1) 有償受任等による自己収入

司法過疎地域に設置した事務所においては、民事法律扶助事件、国選弁護・付添事件に適切に対応した上で、有償事件の受任等により、自己収入を確保する。

(2) 財政的支援の獲得

国と地方の役割分担の観点を踏まえつつ、地方公共団体その他関係機関・団体からの財政的支援（例えば、事務所の無償又は廉価な借料での貸与等）の獲得に努める。

### 4 財務内容の公表

財務内容について、一層の透明性を確保し、国民その他の利害関係者への説明責任を果たすため、セグメント情報の充実その他事業報告書の明解な表示を工夫する等より分かりやすい形で情報開示を行なう。

5 予算、収支計画及び資金計画  
別紙のとおり

V 短期借入金の限度額

短期借入金の限度額は、44億円とし、短期借入金は、運営費交付金等の資金の出入に時間差が生じた場合、その他不測の事態が生じた場合に充てるために用いるものとする。

VI 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画  
重要な財産の処分に関する計画の見込みはない。

VII 剰余金の使途

剰余金は、情報提供に関する業務の充実、制度周知徹底活動の充実及び職員研修の充実に充てる。

VIII その他法務省令で定める業務運営に関する事項

施設・設備、人事に関する計画

業務量に応じた施設・設備・人的体制の確保を図りつつ、組織の活性化を図るため、国家公務員の人事評価制度に準じた評価制度などを活用しながら、能力主義に基づく的確な職員の採用及び人事配置に取り組む。



中期計画予算

(平成22年度～平成25年度)

○一般勘定

(単位:百万円)

区 分	金 額
収 入	
運営費交付金	70,330
政府出資金	0
補助金等収入	630
事業収入(民事法律扶助償還金収入を含む。)	58,767
事業外収入	291
計	130,018
支 出	
一般管理費(国選弁護士確保業務に係る経費を除く。)	28,338
うち人件費	19,176
物件費	9,162
事業経費	101,680
うち民事法律扶助事業経費	97,427
その他事業経費	4,253
計	130,018

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

【運営費交付金算定ルール】

平成22年度から同25年度は積上げ方式とする。

運営費交付金 = 人件費 + {(その他一般管理費 +  $\beta$ )  $\times$   $\alpha 1$ 又は $\alpha 2$  + 事業経費  $\times$   $\alpha 3$ }  $\times$  消費者物価指数

人件費 = 役職員給与(非常勤職員を含む。) + 退職手当 + 職員厚生経費

その他一般管理費 = 普通庁費 + 施設経費 + 執務体制整備等経費 + 新制度周知徹底経費

事業経費 = 情報提供事業経費  $\times$   $\gamma 1$  + 民事法律扶助事業経費  $\times$   $\gamma 2$  + 司法過疎対策事業経費  $\times$   $\gamma 3$

【注記】

- 1 その他一般管理費には国選弁護士確保業務に係る経費は含まれない。
  - 2 平成22年度以降の一般管理費及び事業経費についての効率化係数。運営費交付金を充当して行う事業については、新規に追加されるもの、拡充分等は除外した上で、以下の係数値を決定。
    - $\alpha 1$ :平成22年度の一般管理費(人件費を除く。)については、同事業年度における一般管理費(人件費を除く。)総額の1%程度(推定)を節減することとなるよう、当該年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。
    - $\alpha 2$ :平成23年度以降の一般管理費(人件費及び公租公課を除く。)については、毎年度、前年度比3パーセント程度(推定)を節減することとなるよう、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。
    - $\alpha 3$ :平成22年度以降の事業経費(民事法律扶助事業経費を除く。)については、毎年度、前年度比1パーセント程度(推定)を節減することとなるよう、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。
- $\beta$ :政策係数の要因(事業経費の増等)に伴う一般管理費の増分。  
 $\gamma 1, \gamma 2, \gamma 3$ :政策係数(各事業経費ごとに設定)。前年度比の各事業経費(国選弁護士確保事業経費を除く。)の増分割合を想定。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。  
 消費者物価指数 = 各事業年度の予算編成過程において、当該年度における具体的な係数値を決定。

中期計画予算

(平成22年度～平成25年度)

○国選弁護士確保業務勘定

(単位:百万円)

区 分	金 額
収 入	
受託収入	62,766
計	62,766
支 出	
受託経費	62,766
うち国選弁護士確保事業経費	51,157
国選弁護士確保業務に係る一般管理費	11,609
うち人件費	9,479
物件費	2,130
計	62,766

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

収支計画

(平成22年度～平成25年度)

○全体の収支計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	192,784
経常費用	192,784
事業経費	101,680
うち民事法律扶助事業経費	97,427
その他事業経費	4,253
一般管理費(国選弁護人確保業務に係る経費を除く。)	28,338
うち人件費	19,176
物件費	9,162
受託経費	62,766
うち国選弁護人確保事業経費	51,157
国選弁護人確保業務に係る一般管理費	11,609
うち人件費	9,479
物件費	2,130
減価償却費	—
財務費用	—
臨時損失	—
収益の部	192,784
運営費交付金	70,330
政府出資金	0
受託収入	62,766
補助金等収入	630
事業収入(民事法律扶助償還金収入を含む。)	58,767
事業外収入	291
純利益	0
目的積立金取崩	—
総利益	0

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

収支計画

(平成22年度～平成25年度)

○一般勘定

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	130,018
經常費用	130,018
事業経費	101,680
うち民事法律扶助事業経費	97,427
その他事業経費	4,253
一般管理費(国選弁護人確保業務に係る経費を除く。)	28,338
うち人件費	19,176
物件費	9,162
収益の部	130,018
運営費交付金	70,330
政府出資金	0
補助金等収入	630
事業収入(民事法律扶助償還金収入を含む。)	58,767
事業外収入	291
純利益	0
目的積立金取崩	-
総利益	0

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

収支計画

(平成22年度～平成25年度)

○国選弁護士確保業務勘定

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	62,766
受託経費	62,766
うち国選弁護士確保事業経費	51,157
国選弁護士確保業務に係る一般管理費	11,609
うち人件費	9,479
物件費	2,130
収益の部	62,766
受託収入	62,766
純利益	0
目的積立金取崩	—
総利益	0

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

## 資金計画

(平成22年度～平成25年度)

○全体の資金計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	192,784
経常費用	192,784
業務活動による支出	192,784
投資活動による支出	0
財務活動による支出	0
次期中期目標の期間への繰越金	0
資金収入	192,784
業務活動による収入	192,784
運営費交付金による収入	70,330
受託収入	62,766
その他の収入	59,688
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0
政府出資金による収入	0
前期中期目標の期間よりの繰越金	0

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

資金計画

(平成22年度～平成25年度)

○一般勘定

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	130,018
経常費用	130,018
業務活動による支出	130,018
投資活動による支出	0
財務活動による支出	0
次期中期目標の期間への繰越金	0
資金収入	130,018
業務活動による収入	130,018
運営費交付金による収入	70,330
その他の収入	59,688
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0
政府出資金による収入	0
前期中期目標の期間よりの繰越金	0

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

資金計画

(平成22年度～平成25年度)

○国選弁護人確保業務勘定

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	62,766
経常費用	62,766
業務活動による支出	62,766
投資活動による支出	0
財務活動による支出	0
次期中期目標の期間への繰越金	0
資金収入	62,766
業務活動による収入	62,766
受託収入	62,766
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0
前期中期目標の期間よりの繰越金	0

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。